

杉並区立天沼中学校

いじめ防止基本方針

平成 29 年度 10 月一部改定

天沼中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び文部科学省・東京都の基本方針を受け策定するものです。「いじめは人権を侵害する重大問題である」を基本的な捉え方とし、「いじめを、しない、させない、見逃さない」ことを、天沼中学校にかかわる全ての人たちの共通認識として徹底し、以下のように対応します。

1. いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、天沼中学校に在籍する一定の人間関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの種類（文部科学省の分類による）

- ①冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なこと（無断で画像・動画をアップする）をされる
- ⑨その他

(3) 天沼中いじめ防止宣言

1. 天沼中学校は安全なところではあります。
2. 天沼中はあなたが自分らしくいられるところではあります。
3. 天沼中はお互いの個性を伸ばしあえるところではあります。
4. 天沼中はまじめな人がバカにされないところではあります。
5. 天沼中はいじめを許しません。

(4) 基本方針の4本柱

「いじめは、どこでも、誰にも起こりうる」という認識に立って、天沼中学校の生徒たちが安全に学校生活を送るために、いじめについて次の4点を基本方針にします。

- ①未然防止
- ②早期発見
- ③早期対応
- ④重大事態への対応

以下にその詳細を述べます。

2. **未然防止** ～いじめを生まない、許さない学校づくり

学校経営方針に則り、予防的・開発的な生徒指導・教育相談の考え方を基本とする。

(1) 予防的指導の徹底

- ①年度当初の全校集会において、いじめは許されないこと、どのような行為がいじめにあたるかを明確にする。人権最優先の原則に従い、加害行為がある間は指導を優先することを伝える。
- ②4月の全校保護者会において、「天沼中学校いじめ防止基本方針（抜粋）」を配布し、担任のほか、生活指導主任、副校長、校長がいじめの窓口になることを伝える。
- ③道徳の授業を中心に、「生命」や「人権」を大切にすることを指導を、年間を通して計画的、継続的に実施する。
- ④情報モラル教室を各学年、年1回実施し、SNS等を使ったいじめを予防する。保護者への啓発活動もPTAを通して、実施する。
- ⑤ルール遵守やマナーの基本を身につけた上で、自主的自律的な活動を通して基本意識の向上を図る。

(2) 開発的指導への展開

- ①フレンドシッププログラムを活用し、全校生徒と教員がお互いを認め合い、支え合い、高め合うような温かい人間関係の構築を目指す。
- ②学級内での人間関係の構築のため、構成的グループエンカウンターやピアヘルピング活動を取り入れ、大きな行事の事前指導や事後指導に関連付けて実施する。

- ③自治的な生徒会活動をより拡大し、自らの問題を自ら解決する意識を育てる。天沼しぐさ（挨拶しぐさ等）・いじめ撲滅キャンペーン等を継続、発展的に取り組ませる。
- ④ボランティアシップに基づく活動を、校内から小学校や身近な地域、広い社会へと広げ、他者受容の心情を高めるとともに自尊感情を育む。

3. **早期発見** ～いじめを直ちに発見できる学校づくり

生徒理解の三大方法である、観察法、調査法、面接法を有効に組み合わせる。

(1) 校内連携体制の充実 **観察**

- ①全教員による日常的な観察を、きめ細かい情報交換により共通の生徒理解にする（運営委員会、生活指導部会、校内委員会、職員会議などで必ず個別の生徒名をあげて情報交換する）。
- ②S Cや他の職員や、学校司書、支援本部員などとの協力体制を強化する。

(2) アンケート結果の効果的活用 **調査法**

- ①学級診断テストQUを年二回（6月、12月）実施し、結果分析を学年会単位で行い、その後の学級経営、指導に活用する。
- ②QUの学級生活不満足群(特に要支援群)の生徒について、校内委員会において指導の留意点を検討し、その結果を全教員で常に把握し、指導他の指導場面で生かす。
- ③「いじめアンケート」を年2回実施し、その後聞き取り調査も必要に応じて行う。

(3) 共感的な人間関係をもとにした面談 **面接法**

保護者が入る三者面談と別に、生徒が面談相手を選んで行う「おしゃべりウィーク」を実施し、何でも話せるな面談を経験することによって、一人悩まずに相談できる共感的な関係を教員との間に築く。

4. **早期対応** ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり

いじめは、早期対応ができないと「一過性タイプのいじめ」から「進行性タイプのいじめ」に進行します。進行性タイプになると、回数が増えいじめの手口がエスカレートします。

(1) 組織対応の流れ

天沼中学校いじめ対策委員会を常置し、いじめが発生した場合は当委員会が指導を担当する。いかに、組織で早期対応するかがいのちです。

①情報のキャッチ いじめられた生徒を徹底して守る。

②委員会への報告（管理職、生活指導主任）及び委員会の招集

③正確な実態把握

5W1H（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ）に沿って、時系列になるよう当事者及び周囲の生徒から、複数の教員が分担して、事情を聴き、記録にまとめる。

④指導体制、指導方針の決定

- *把握したいじめの全体像により、常置委員会内の当該学年、常置委員会、拡大委員会のいずれで指導するか体制を決定する。
- *指導のねらい・方針を決定する。
- *対応する教職員の役割分担を決める。
- *教育委員会、関係機関への報告、相談をする。

⑤生徒への指導・支援

- *いじめられた生徒を徹底して保護し、学校全体が守ることを伝えて、心配や不安を取り除く。
- *いじめた生徒が複数いる場合は、十把ひとからげにしない。関わり方の濃淡、いじめた側と上下関係などに配慮しながら、言い分も聞く。
- *ただちにいじめにあたる「具体的な行動」を明確にし、止めることを約束させる。約束できない場合は、別室指導が続くことを宣言する。

⑥保護者との連携

- *一報は、電話で。状況の詳細や指導方針、具体的な対策については、直接会って伝え、意見を聞く。
- *いじめた生徒の親への説明と助言を行う。

※「自分で親に報告しなさい」は原則禁止 学校で起きたことの説明責任を果たす。

(2) 被害者への支援、保護者対応

- ①本人、保護者と最も信頼関係がある教職員（通常担任）が対応する。
- ②「全校あげて絶対に守る」と学校の意思を生徒、保護者に伝える。
- ③心のケア、登下校や休み時間等の見守りの体制を確立する。
- ④問題の解決後、保護者に経過を定期的に報告する。
- ⑤問題の解決後、再発防止のためにアサーショントレーニングなど実施を計画する。

(3) 加害者への指導、保護者対応

- ①自分の行った行為に正面から向き合わせ、「いじめ」に当たる行為はいかなる理由があっても許されないことを納得させ、繰り返さないことを約束させる。
- ②加害者も様々なストレスを抱えているケースが多いため、その点については共感的に共感的に理解し、ストレスを軽減する支援を行う。
- ③保護者には事実を伝え、協力関係を構築する。
- ④問題の解決後、しばらくは保護者に経過を定期的に報告する。再発の可能性を考え、引き続き3ヶ月以上注視する。
- ⑤「いじめの記録」を作成し、5年間保存する。

(4) その他

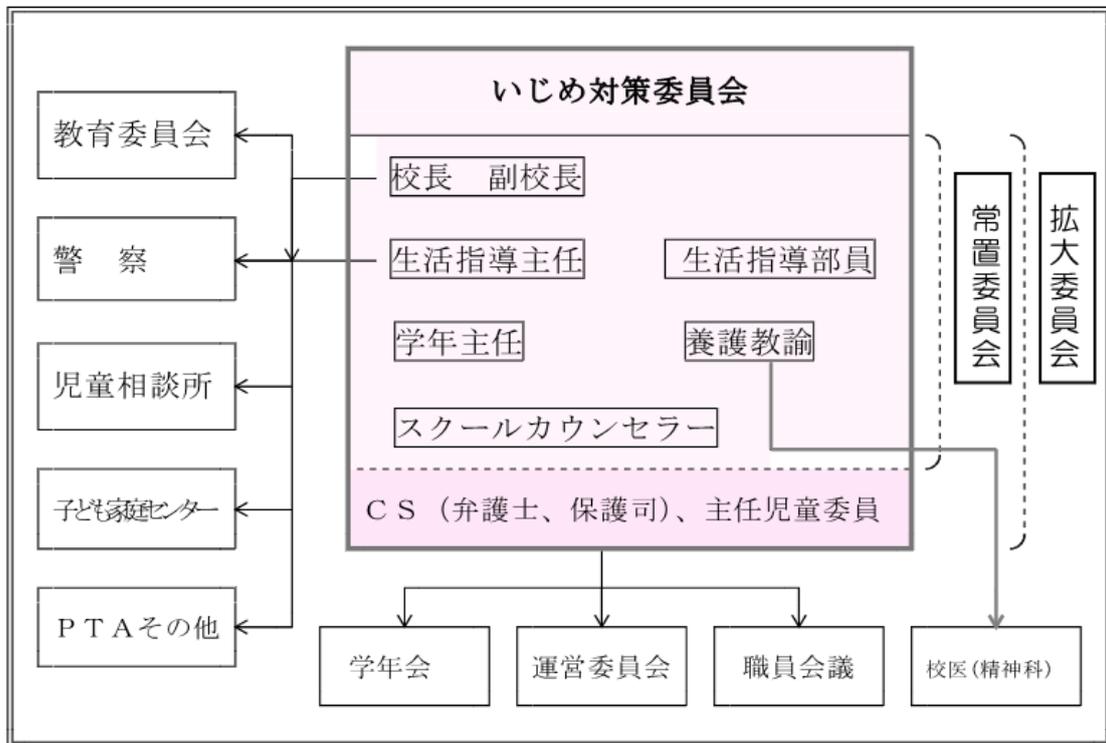
発達障害を含む、障害のある児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒、性同一性障害や

性的指向・性自認に係わる児童・生徒、東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、該当児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5. **重大事態への対応** ～学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す

(1) いじめにより子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（刑事事件）、天沼中学校いじめ対策拡大委員会は教育委員会や警察、その他の機関と綿密な連絡をとり、協力体制を確立して問題の解決に当たる。

(2) いじめ対策組織及び他機関との連携



6. いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画（ガイダンスカリキュラム）
（別紙）